

川西町見積参加資格登録者 様

川西町税務会計課長

見積徴収に係る事務手続の効率化及び負担軽減について（通知）

このことについて、関係者（川西町及び関係業者）の事務手続の効率化及び負担軽減を図るため、川西町が発注する案件の見積の提出方法について、代表者印の押印省略、電子メール等の活用などを行うこととします。

なお、見積書への押印を省略した場合は、下記のとおり代替措置が必要となり、その代替措置に不備があった場合や、真正性の確認ができない場合は、見積書が無効となりますので、押印を省略する場合は、以下について必ずご確認ください。

記

1 取り扱い変更点

- (1) 見積依頼時の町長印の押印の省略が可能
- (2) 代表者印の押印の省略が可能 ※入札書は不可
- (3) 直接提出に加え、電子メール及びファクシミリでの提出が可能
- (4) 封筒への封入封緘が不要

2 押印省略時の代替措置

- (1) 見積依頼時の町長印の押印を省略する場合は、「担当者」の氏名（フルネーム）及び問合せ先電話番号の記載が必要となります。

- (2) 見積書への代表者の押印を省略する場合は、次のア及びイの記載が必要となります。
なお、下記の記載事項に不備がある場合は、無効となります。

ア「本件責任者」の氏名（フルネーム）及び連絡先電話番号の記載

イ「担当者」の氏名（フルネーム）及び連絡先電話番号の記載

- (3) 電子メール又はファクシミリにて送付された見積書は、印影の有無にかかわらず、押印が省略された見積書とみなしますので、必ず見積書に「本件責任者」、「担当者」、「連絡先電話番号」の記載が必要となります。それらの記載がないものが提出された場合は、無効な見積となります。

3 適用開始日

本運用は、令和7年10月1日以降、川西町が発注する工事、業務及び物品等の見積の徴収に適用します。

4 その他

- (1) 詳細は、「よくある質問と回答」をご覧ください。
- (2) 押印を省略した場合の見積書（別記様式第1号）を川西町ホームページへ掲載しましたので、ご確認ください。また、押印省略時の代替措置を満たしていれば任意様式でも有効です。
- (3) 電子メールでの提出は、PDF形式としてください。
- (4) 電子メールのアドレスやファクシミリの番号は、発注担当課へご確認ください。

問合せ先：川西町税務会計課 会計契約係 TEL 0238-42-6658 FAX 0238-27-1245 E-mail zemukaikei@town.kawanishi.yamagata.jp
